



国 総 環 リ 第 6 号  
平成 28 年 8 月 30 日

(一社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省総合政策局  
公共事業企画調整課長



### 「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」の一部改正について

第 3 次排出ガス対策型建設機械指定制度の取り組みにつきましては、かねてよりご協力を頂いているところですが、この度、「道路運送車両法及び自動車検査独立法人の一部を改正する法律」が平成 28 年度 4 月 1 日に施行されたことに伴い、引用箇所について、条ズレに伴う所要の改正を行うこととしましたのでお知らせします。

#### 記

##### (改正内容)

- 別表のとおり、道路運送車両法第七十五条の二第一項を引用している箇所については、今般の法改正により、同法第七十五条の二は、条ズレにより第七十五条の三と改められたことから、要領内の引用箇所である上記条文についても改正を行い、「七十五条の二」を「第七十五条の三」と改める。

以上

(別表)

第3次排出ガス対策型建設機械指定要領 対照表

H28年度改正

第3次排出ガス対策型建設機械指定要領

平成18年3月17日付国総施第215号  
〔最終改訂平成28年8月30日付国総環り第6号〕

「省略」

第2.3 本要領において「原動機」とは、建設機械に搭載される原動機及びそれと一体として搭載される排出ガスの発散防止装置（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第6条第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定原動機及び排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年国土交通省告示第348号。以下「規程」という。）第3条第1項の規定によりその型式について認定を受けた原動機を除く。）をいう。

「省略」

第1.0 (1) 定格出力が1.9kW以上5.60kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条第1項第1号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置

「省略」

第1.1 国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が別記3に掲げる基準（以下「排出ガス対策型建設機械技術基準」という。）に適合するとともに、均一性を有し、かつ、認定原動機を搭載している建設機械（「定格出力が1.9kW以上5.60kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第1号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車」、「定格出力が1.9kW以上5.60kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第1号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた小型特殊自動車」、 「特定特殊自動車等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法施行規則第62条の3の規則第62条の3の規定によりその型式について認定を受けた小型特殊自動車」、「特定特殊自動車」並びに「規程第11条の規定によりその型式について認定を受けた建設機械」を除く。）を排出ガス対策型建設機械として指定することができる。

「省略」

第1.8 (1) 定格出力が1.9kW以上5.60kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第1号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車 (2) 定格出力が1.9kW以上5.60kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第1号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法施行規則第62条の3の規定によりその型式について認定を受けた小型特殊自動車

現行

第3次排出ガス対策型建設機械指定要領

平成18年3月17日付国総施第215号  
〔最終改訂平成23年7月13日付国総環り第1号〕

「省略」

第2.3 本要領において「原動機」とは、建設機械に搭載される原動機及びそれと一体として搭載される排出ガスの発散防止装置（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第6条第1項の規定によりその型式について指定期によりその型式について指定期を受けた特定原動機及び排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年国土交通省告示第348号。以下「規程」という。）第3条第1項の規定によりその型式について認定を受けた原動機を除く。）をいう。

「省略」

第1.0 (1) 定格出力が1.9kW以上5.60kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条第1項第1号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定期を受けた一酸化炭素等発散防止装置

「省略」

第1.1 国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が別記3に掲げる基準（以下「排出ガス対策型建設機械技術基準」という。）に適合するとともに、均一性を有し、かつ、認定原動機を搭載している建設機械（「定格出力が1.9kW以上5.60kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第1号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定期を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定期を受けた自動車」、「定格出力が1.9kW以上5.60kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第1号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定期を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法施行規則第62条の3の規則第62条の3の規定によりその型式について認定を受けた小型特殊自動車」、「特定特殊自動車」並びに「規程第11条の規定によりその型式について認定を受けた建設機械」を除く。）を排出ガス対策型建設機械として指定期定できる。

「省略」

第1.8 (1) 定格出力が1.9kW以上5.60kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第1号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定期を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定期を受けた自動車 (2) 定格出力が1.9kW以上5.60kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第1号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定期を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法施行規則第62条の3の規定によりその型式について認定を受けた小型特殊自動車

## 第3次排出ガス対策型建設機械指定要領

( 平成18年3月17日付国総施第215号  
最終改訂平成28年8月30付国総環リ第6号 )

### (目的)

第1 本要領は、建設機械の排出ガス低減性能に資する建設機械の指定等を実施することにより、建設工事での選択を通じて排出ガス低減性能の高い建設機械の普及を促進することを目的とする。

### (定義)

第2 本要領において「建設機械」とは、建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第2条第1項に規定する建設機械をいう。

2 本要領において「排出ガス」とは、建設機械の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙をいう。

3 本要領において「原動機」とは、建設機械に搭載される原動機及びそれと一体として搭載される排出ガスの発散防止装置（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第6条第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定原動機及び排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年国土交通省告示第348号。以下「規程」という。）第3条第1項の規定によりその型式について認定を受けた原動機を除く。）をいう。

### (原動機及び黒煙浄化装置の型式認定)

第3 国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が別記1に定める基準（以下「排出ガス対策型原動機技術基準」という。）に適合し、かつ、均一性を有する原動機を排出ガス対策型原動機として認定することができる。

2 国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が別記2に定める基準（以下「排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準」という。）に適合し、かつ、均一性を有する黒煙浄化装置を排出ガス対策型黒煙浄化装置として認定することができる。

### (原動機の認定の申請)

第4 原動機の製作又は販売（以下「製作等」という。）を業とする者で第3の1の規定による型式の認定（以下「原動機型式認定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 申請に係る原動機の名称及び型式
- (3) 申請に係る原動機の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地
- (4) その他必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 申請に係る原動機の構造及び性能を記載した書面
- (2) 申請に係る原動機の構造図
- (3) 排出ガス対策型原動機技術基準に適合することを証する書面
- (4) 申請に係る原動機の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Q 9001の規定に適合しており、かつ、申請に係る原動機が第4の1(3)の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）
- (5) 申請に係る原動機を取り付けることができる建設機械の範囲を限定する場合においては、その範囲
- (6) 申請に係る原動機の点検整備方式を記載した書面
- (7) 申請に係る原動機の製作を業とする者から当該原動機を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
- (8) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

3 国土交通省大臣官房技術審議官は、1及び2に定めるもののほか、原動機型式認定に関し必要があると認めるときは、当該原動機型式認定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

（黒煙浄化装置の認定の申請）

第5 黒煙浄化装置の製作等を業とする者で第3の2の規定による型式の認定（以下「黒煙浄化装置型式認定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第2）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 申請に係る黒煙浄化装置の名称及び型式
- (3) 申請に係る黒煙浄化装置の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地
- (4) その他必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 申請に係る黒煙浄化装置の構造及び性能を記載した書面
- (2) 申請に係る黒煙浄化装置の構造図
- (3) 排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準に適合することを証する書面
- (4) 申請に係る黒煙浄化装置の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Q 9001の規定に適合しており、かつ、申請に係る黒煙浄化装置が第5の1(3)の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）
- (5) 申請に係る黒煙浄化装置の点検整備方式を記載した書面
- (6) 申請に係る黒煙浄化装置の製作を業とする者から当該黒煙浄化装置を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
- (7) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

3 国土交通省大臣官房技術審議官は、1及び2に定めるもののほか、黒煙浄化装置型式認定に関し必要があると認めるときは、当該黒煙浄化装置型式認定の申請者に対し、

必要な書面の提出を求めることができる。

(認定等の通知及び公表)

第6 国土交通省大臣官房技術審議官は、第3の1の規定により認定した排出ガス対策型原動機（以下「認定原動機」という。）又は第3の2の規定により認定した排出ガス対策型黒煙浄化装置（以下「認定黒煙浄化装置」という。）の原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定を行ったときは、当該原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定の申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

2 国土交通省大臣官房技術審議官は、原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定をし、又はそれらの認定を取り消した場合においては、当該原動機又は当該黒煙浄化装置の製作等を業とする者の氏名又は名称、当該原動機又は当該黒煙浄化装置の名称及び型式並びに認定番号を公表するものとする。

3 国土交通省大臣官房技術審議官は、第8の1の規定による届出が、第4の1(1)又は(2)に関するものである場合、又は第8の2の規定による届出が、第5の1(1)又は(2)に関するものである場合においては、その旨を通知するものとする。

(変更の認定)

第7 原動機型式認定を受けた者は、第4の2の各項目（(4)及び(7)を除く。）に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の認定を受けなければならない。

2 黒煙浄化装置型式認定を受けた者は、第5の2の各項目（(4)及び(6)を除く。）に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の認定を受けなければならない。

3 第3から第7の2までの規定は、第7の1又は2の規定による書面の記載事項の変更について準用する。

(変更の届出)

第8 原動機型式認定を受けた者は、第4の1(1)から(3)又は2(4)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第3による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

2 黒煙浄化装置の型式認定を受けた者は、第5の1(1)から(3)又は2(4)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第4による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

3 原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定を受けた者は、当該認定原動機又は当該認定黒煙浄化装置の製作等をしなくなったときは、その時から30日以内にその旨を記載した様式第5による届出書を、国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9 国土交通省大臣官房技術審議官は、次の各項目のいずれかに該当する場合においては、認定原動機の原動機型式認定又は認定黒煙浄化装置の黒煙浄化装置型式認定を取り消すことができる。

(1) 認定原動機が排出ガス対策型原動機技術基準又は認定黒煙浄化装置が排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなく

なったとき。

- (2) 第7の1又は2の規定による変更の認定を受けなければならない場合において、その認定を受けなかつたとき。
- (3) 不正の手段により原動機型式認定又は黒煙浄化装置型式認定を受けたとき。
- (4) 認定原動機又は認定黒煙浄化装置の製作が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき。

2 第6の規定は、国土交通省大臣官房技術審議官が、第9の1の規定による取消しをした場合において準用する。

(認定原動機とみなす物)

第10 次に掲げる物は、第11、第12の1(3)、第13の1(3)、第17の1及び2の規定の適用については、認定原動機とみなす。

- (1) 定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であつて、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条第1項第15号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置
- (2) 定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であつて、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第6条第1項の規定により型式指定を受けた特定原動機
- (3) 定格出力が8kW以上560kW以下の軽油を燃料とする原動機であつて、規程第3条の規定によりその型式について認定を受けた原動機

(排出ガス対策型建設機械及びトンネル工事用排出ガス対策型建設機械の型式指定)

第11 国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が別記3に掲げる基準（以下「排出ガス対策型建設機械技術基準」という。）に適合するとともに、均一性を有し、かつ、認定原動機を搭載している建設機械（「定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であつて、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第15号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車」、「定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であつて、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第15号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法施行規則第62条の3の規定によりその型式について認定を受けた小型特殊自動車」、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第10条第1項の規定によりその型式について届出された特定特殊自動車」並びに「規程第11条の規定によりその型式について指定を受けた建設機械」を除く。）を排出ガス対策型建設機械として指定することができる。

2 国土交通省大臣官房技術審議官は、その型式が均一性を有し、かつ、認定原動機（た

だし、当該認定原動機を取り付けることができる建設機械の範囲が限定されている場合においては、当該建設機械がその範囲内のものであること）及び認定黒煙浄化装置を搭載している建設機械、又はその型式が別記4に定める基準（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準」という。）に適合するとともに、均一性を有し、かつ、認定原動機を搭載している建設機械をトンネル工事用排出ガス対策型建設機械として指定することができる。

（建設機械の指定の申請）

第12 建設機械の製作等を業とする者で第11の1の規定による型式の指定（以下「建設機械型式指定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第6）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 申請に係る建設機械の名称及び型式
- (3) 申請に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号（ただし、当該認定原動機が原動機型式認定の申請中であるときは、当該原動機型式認定申請書の写し）
- (4) 申請に係る建設機械の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地
- (5) その他必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 申請に係る建設機械の構造、装置及び性能を記載した書面
- (2) 申請に係る建設機械の外観図及び写真
- (3) 排出ガス対策型建設機械技術基準に適合することを証する書面
- (4) 申請に係る建設機械の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Q9001の規定に適合しており、かつ、申請に係る建設機械が第12の1(4)の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）
- (5) 申請に係る建設機械の点検整備方式を記載した書面
- (6) 申請に係る建設機械の製作を業とする者から当該建設機械を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
- (7) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面

3 国土交通省大臣官房技術審議官は、第12の1及び2に定めるもののほか、建設機械型式指定に関し必要があると認めるときは、当該建設機械型式指定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

（トンネル工事用建設機械の指定の申請）

第13 トンネル工事の用に供する建設機械（以下「トンネル工事用建設機械」という。）の製作等を業とする者で第11の2の規定による型式の指定（以下「トンネル工事用建設機械型式指定」という。）を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第7）を国土交通省大臣官房技術審議官に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 申請に係るトンネル工事用建設機械の名称及び型式

- (3) 申請に係るトンネル工事用建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号（ただし、当該認定原動機が原動機型式認定の申請中であるときは、当該原動機型式認定申請書の写し）
  - (4) 申請に係るトンネル工事用建設機械に搭載している認定黒煙浄化装置の型式及び認定番号（ただし、当該認定黒煙浄化装置が黒煙浄化装置型式認定の申請中であるときは、当該黒煙浄化装置型式認定申請書の写し）
  - (5) 申請に係るトンネル工事用建設機械の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地
  - (6) その他必要な事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- (1) 申請に係るトンネル工事用建設機械の構造、装置及び性能を記載した書面
  - (2) 申請に係るトンネル工事用建設機械の外観図及び写真
  - (3) 排出ガス対策型建設機械技術基準及びトンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準に適合することを証する書面
  - (4) 申請に係るトンネル工事用建設機械の品質管理の実施要領及び業務組織を記載した書面（当該申請者が日本工業規格Q 9001の規定に適合しており、かつ、申請に係るトンネル工事用建設機械が第13の1(5)の主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規定に適合していることを証する書面）
  - (5) 申請に係るトンネル工事用建設機械の点検整備方式を記載した書面
  - (6) 申請に係るトンネル工事用建設機械の製作を業とする者から当該トンネル工事用建設機械を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
  - (7) その他国土交通省大臣官房技術審議官が定める書面
- 3 国土交通省大臣官房技術審議官は、第13の1及び2に定めるもののほか、トンネル工事用建設機械型式指定に関し必要があると認めるときは、当該トンネル工事用建設機械型式指定の申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。  
(指定等の通知及び公表)

- 第14 国土交通省大臣官房技術審議官は、第11の1の規定により指定した排出ガス対策型建設機械（以下「指定建設機械」という。）又は2の規定により指定したトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「指定トンネル工事用建設機械」という。）の型式指定を行ったときは、当該型式指定の申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。
- 2 国土交通省大臣官房技術審議官は、建設機械型式指定又はトンネル工事用建設機械型式指定をし、又はそれらの指定を取り消した場合においては、当該建設機械又は当該トンネル工事用建設機械の製作等を業とする者の氏名又は名称、当該建設機械又は当該トンネル工事用建設機械の名称及び型式並びに指定番号を公表するものとする。
- 3 国土交通省大臣官房技術審議官は、第16の1の規定による届出が、第12の1(1)又は(2)に関するものである場合、又は第16の2の規定による届出が、第13の1(1)又は(2)に関するものである場合においては、その旨を通知するものとする。  
(変更の承認)

- 第15 建設機械型式指定を受けた者は、第12の1(3)又は2の各項目((4)及び(6)を

除く。)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の承認を受けなければならない。ただし、第12の1(3)の変更に関しては当該原動機が第3の1の認定を受けた型式としての構造及び性能に変更が無い場合に限る。

- 2 トンネル工事用建設機械の型式指定を受けた者は、第13の1(3)、(4)又は2の各項目((4)及び(6)を除く。)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官の承認を受けなければならない。ただし、第13の1(3)の変更に関しては当該原動機が第3の1の認定を受けた型式としての構造及び性能に変更が無い場合、第13の1(4)の変更に関しては当該黒煙浄化装置が第3の2の認定を受けた型式としての構造及び性能に変更が無い場合に限る。
- 3 第11から第15の2までの規定は、第15の1又は2の規定による書面の記載事項の変更について準用する。

(変更の届出)

- 第16 建設機械型式指定を受けた者は、第12の1(1)、(2)又は(4)並びに2(4)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第8による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。
- 2 トンネル工事用建設機械の型式指定を受けた者は、第13の1(1)、(2)又は(5)並びに2(4)に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式第9による届出書を、遅滞なく国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。
- 3 建設機械型式指定又はトンネル工事用建設機械型式指定を受けた者は、当該指定建設機械又は当該トンネル工事用建設機械の製作等をしなくなったときは、その時から30日以内にその旨を記載した様式第10による届出書を、国土交通省大臣官房技術審議官に届け出なければならない。

(指定の取消し)

- 第17 国土交通省大臣官房技術審議官は、指定建設機械に搭載されている認定原動機が原動機型式認定を取り消された場合においては、当該指定建設機械の建設機械型式指定を取り消すものとする。
- 2 国土交通省大臣官房技術審議官は、指定トンネル工事用建設機械に搭載されている認定原動機が原動機型式認定を取り消された場合、又は認定黒煙浄化装置が黒煙浄化装置型式認定を取り消された場合においては、当該指定トンネル工事用建設機械のトンネル工事用建設機械型式指定を取り消すものとする。
- 3 国土交通省大臣官房技術審議官は、次の各項目のいずれかに該当する場合においては、指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械の型式指定を取り消すことができる。
  - (1) 指定建設機械が排出ガス対策型建設機械技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったとき。
  - (2) 指定トンネル工事用建設機械が排出ガス対策型建設機械技術基準又はトンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなったとき。
  - (3) 第15の1又は2の規定による変更の承認を受けなければならない場合におい

て、その承認を受けなかったとき。

(4) 不正の手段により建設機械型式指定又はトンネル工事用建設機械型式指定を受けたとき。

(5) 指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械の製作が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき。

4 第14の規定は、国土交通省大臣官房技術審議官が第17の1から3までの規定による取消しをした場合について準用する。

(指定建設機械とみなす物)

第18 その型式が次に掲げる物と同一である建設機械については、国土交通省大臣官房技術審議官が定めるその旨を証する書類を提出した場合においては、第20の1の規定の適用については、指定建設機械とみなす（以下「みなし指定建設機械」という。）。

(1) 定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第15号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車

(2) 定格出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第15号、第20号及び第21号並びに同条第2項第1号の基準に適合し、かつ、道路運送車両法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、かつ、道路運送車両法施行規則第62条の3の規定によりその型式について認定を受けた小型特殊自動車

(3) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第10条第1項の規定によりその型式について届出された特定特殊自動車

2 建設機械の製作等を業とする者で第18の1の規定によるみなし指定建設機械の適用を受けようとするものが、次に掲げる事項を記載した届出書（様式第11）を国土交通省大臣官房技術審議官に届け出た場合においては、第20の1の規定の適用については、第11の1に基づき、排出ガス対策型建設機械の型式指定を受けた者とみなす。

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 届出に係る建設機械の名称及び型式

(3) 届出に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号

(4) 届出に係る建設機械の製作を業とする者にあっては、主たる製作工場の名称及び所在地

(5) その他必要な事項

3 2に定める届出書には、1に定める国土交通省大臣官房技術審議官が定めるその旨を証する書類を添付するものとする。

4 第18の1の規定によるみなし指定建設機械は、当該建設機械と同一の型式について道路運送車両法、又は特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、基

準に適合しなくなった、又は構造及び性能が同一であることが担保されなくなったと認められた場合においては、1の適用を取り消すものとする。

5 第14の規定は、国土交通省大臣官房技術審議官が第18の1の規定によるみなし指定建設機械、もしくは同4の規定によるみなし指定建設機械の取消しをした場合において準用する。

(基準の変更に係る学識経験者からの意見聴取)

第19 国土交通省大臣官房技術審議官は、排出ガス対策型原動機技術基準、排出ガス対策型黒煙浄化装置技術基準、排出ガス対策型建設機械技術基準又はトンネル工事用排出ガス対策型建設機械技術基準を変更しようとするときは、学識経験者の意見を聞くものとする。

(指定建設機械の表示等)

第20 第11の1に基づき、排出ガス対策型建設機械の型式指定を受けた者は、当該指定建設機械について、様式第12による表示を側面の見やすい箇所に付することができる。ただし、当該建設機械のうち、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第12条第1項又は同第2項の規定により、基準適合表示を付することができるものについては、本項は適用しないこととする。

2 第11の2に基づき、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械の型式指定を受けた者は、当該指定トンネル工事用建設機械について、様式第13による表示を側面の見やすい箇所に付することができる。

3 建設機械又はトンネル工事用建設機械の型式指定を受けた者は、毎年度、当該指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械の販売台数を当該年度終了後60日以内に国土交通省大臣官房技術審議官に報告するものとする。

別記1

次の表の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った結果が、排出ガスの種類欄に掲げる排出ガスごとの基準を満たすものとする。

原動機の出力区分 ＼ 排出ガスの種類	NMHC+NOx (g/kW・h)		CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)
	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)			
8 kW～19 kW未満	7.5		5.0	0.8	40
19 kW～37 kW未満	1.0	6.0	5.0	0.4	40
37 kW～56 kW未満	0.7	4.0	5.0	0.3	35
56 kW～75 kW未満	0.7	4.0	5.0	0.25	30
75 kW～130 kW未満	0.4	3.6	5.0	0.2	25
130 kW～560 kW以下	0.4	3.6	3.5	0.17	25

## 別記2

試験に供する原動機について、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った排出ガス重量及び濃度の結果が、以下に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- ・黒煙について、定格点濃度、中間速度全負荷点濃度及び過渡時濃度の各々が低減し、かつ黒煙浄化装置装着前の最大値に対し装着後の最大値が1/5以下となること。
- ・黒煙浄化装置の装着により、HC、NO<sub>x</sub>、CO、PMの排出ガス重量が増加しないこと。

## 別記3

1 次の表の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った結果が、右欄に掲げる黒煙の基準を満たすものとする。

原動機の出力区分	黒煙(%)
8 kW～19 kW未満	40
19 kW～37 kW未満	40
37 kW～56 kW未満	35
56 kW～75 kW未満	30
75 kW～130 kW未満	25
130 kW～560 kW以下	25

2 認定原動機を取り付けることができる建設機械の範囲が限定されている場合においては、当該建設機械がその範囲内のものであること。

## 別記4

- 1 別記3に定める表の左欄に掲げる原動機の出力区分ごとに、国土交通省大臣官房技術審議官が定める方法に基づく測定を行った結果が、同表の右欄に掲げる黒煙の基準の1/5以下であること。
- 2 認定原動機を取り付けることができる建設機械の範囲が限定されている場合においては、当該建設機械がその範囲内のものであること。

## 附則（平成23年7月　日付国総環リ第1号）

第1 第5で定めるところによる黒煙浄化装置の認定、及び第13で定めるところによるトンネル工事用排出ガス対策型の指定、並びに第7第2項で定めるところによる黒煙浄化装置型式の変更の認定、及び第15第2項で定めるところによるトンネル工事用排出ガス対策型の変更の承認は、次の表の左欄に掲げる原動機の出力区分毎に、右欄に掲げる期日までに第11第2項で定めるところによるトンネル工事用排出ガス対策

型の申請がなされたものに限る。

原動機の出力区分	期　　日
8～19kW 以下	平成25年 9月30日
19～37kW 以下	平成25年 9月30日
37～56kW 以下	平成25年 9月30日
56～75kW 以下	平成24年 9月30日
75～130kW 以下	平成24年 9月30日
130～560kW 以下	平成23年 9月30日

第2 第20第2項で定めるところによるトンネル工事用排出ガス対策型の表示は、次の表の左欄に掲げる原動機の出力区分毎に、右欄に掲げる期日までに製造されたものに適用される。ただし、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき少数生産車の承認を受けた特定特殊自動車については、その承認の効力を失うまでに製造されたものに適用される。

原動機の出力区分	期　　日
8～19kW 以下	平成27年 8月31日
19～37kW 以下	平成27年 8月31日
37～56kW 以下	平成26年10月31日
56～75kW 以下	平成26年 3月31日
75～130kW 以下	平成25年10月31日
130～560kW 以下	平成25年 3月31日

第3 第18で定めるところによるみなし指定建設機械の適用については、平成24年3月31日までに届出がなされたものに限る。

様式第1 (原動機型式認定申請書) (第4の1関係)

原動機型式認定申請書

年 月 日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名) 印

住所

原動機型式認定を受けたいので、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領第4の1の規定により、次のとおり申請します。

1. 申請に係る原動機の名称及び型式

2. 主たる製作工場の名称及び所在地 (原動機の製作を業とする者に限る。)

3. 連絡先 (所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等)

4. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2（黒煙浄化装置型式認定申請書）（第5の1関係）

黒煙浄化装置型式認定申請書

年　月　日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）印

住所

黒煙浄化装置型式認定を受けたいので、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領第5の1の規定により、次のとおり申請します。

1. 申請に係る黒煙浄化装置の名称及び型式

2. 主たる製作工場の名称及び所在地（黒煙浄化装置の製作を業とする者に限る。）

3. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

4. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3-1（原動機型式認定申請書に係る記載事項変更申請書）（第7の1関係）

原動機型式認定申請書に係る記載事項変更申請書

年 月 日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名） 印

住所

原動機型式認定申請書の記載事項に変更があるので、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領第7の1の規定により、次のとおり申請します。

1. 認定原動機の名称及び型式

2. 認定番号

3. 変更事項及び変更事由

4. 変更年月日

5. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3－2（原動機型式認定申請書に係る記載事項変更届出書）（第8の1関係）

原動機型式認定申請書に係る記載事項変更届出書

年　月　日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）印

住所

原動機型式認定申請書の記載事項に変更があったので、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領第8の1の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 認定原動機の名称及び型式

2. 認定番号

3. 変更事項及び変更事由

4. 変更年月日

5. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4－1（黒煙浄化装置型式認定申請書に係る記載事項変更申請書）（第7の2関係）

黒煙浄化装置型式認定申請書に係る記載事項変更申請書

年　月　日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）印

住所

黒煙浄化装置型式認定申請書の記載事項に変更があったので、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領第8の2の規定により、次のとおり申請します。

1. 認定黒煙浄化装置の名称及び型式

2. 認定番号

3. 変更事項及び変更事由

4. 変更年月日

5. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4-2（黒煙浄化装置型式認定申請書に係る記載事項変更届出書）（第8の2関係）

黒煙浄化装置型式認定申請書に係る記載事項変更届出書

年　月　日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名） 印

住所

黒煙浄化装置型式認定申請書の記載事項に変更があるので、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領第8の2の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 認定黒煙浄化装置の名称及び型式

2. 認定番号

3. 変更事項及び変更事由

4. 変更年月日

5. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第5（認定原動機又は認定黒煙浄化装置に係る製作等の廃止届出書）（第8の3関係）

[認定原動機、認定黒煙浄化装置]に係る製作等の廃止届出書

年　月　日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名） 印

住所

[認定原動機、認定黒煙浄化装置]の製作等をしなくなったため、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領第8の3の規定により、次のとおり届け出ます。

1. [認定原動機、認定黒煙浄化装置]の名称及び型式

2. [認定原動機、認定黒煙浄化装置]の認定番号

3. 廃止事由

4. 廃止年月日

5. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- (3) [ ]内は、該当する項目のみ記載すること。

様式第6（建設機械型式指定申請書）（第12の1関係）

建設機械型式指定申請書

年 月 日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名） 印

住所

建設機械型式指定を受けたいので、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領第12の1の規定により次のとおり申請します。

1. 申請に係る建設機械の名称及び型式

2. 申請に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号

3. 主たる製作工場の名称及び所在地（建設機械の製作を業とする者に限る。）

4. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

5. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7（トンネル工事用建設機械式指定申請書）（第13の1関係）

トンネル工事用建設機械式指定申請書

年　月　日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名） 印

住所

トンネル工事用建設機械型式指定を受けたいので、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領第13の1の規定により次のとおり申請します。

1. 申請に係るトンネル工事用建設機械の名称及び型式

2. 申請に係るトンネル工事用建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号

3. 申請に係るトンネル工事用建設機械に搭載している認定黒煙浄化装置の型式及び認定番号

4. 主たる製作工場の名称及び所在地（トンネル工事用建設機械建設機械の製作を業とする者に限る。）

5. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8-1（建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更申請書）（第15の1関係）

建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更申請書

年　月　日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名） 印

住所

建設機械型式指定申請書の記載事項に変更があったので、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領第16の1の規定により、次のとおり申請します。

1. 指定建設機械の名称及び型式

2. 指定番号

3. 変更事項及び変更事由

4. 変更年月日

5. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8-2（建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更届出書）（第16の1関係）

建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更届出書

年 月 日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名） 印

住所

建設機械型式指定申請書の記載事項に変更があったので、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領第16の1の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 指定建設機械の名称及び型式

2. 指定番号

3. 変更事項及び変更事由

4. 変更年月日

5. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第9-1（トンネル工事用建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更申請書）  
(第15の2関係)

トンネル工事用建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更申請書

年　月　日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名） 印

住所

トンネル工事用建設機械型式指定申請書の記載事項に変更があったので、第3次  
排出ガス対策型建設機械指定要領第16の2の規定により、次のとおり申請します。

1. 指定トンネル工事用建設機械の名称及び型式

2. 指定番号

3. 変更事項及び変更事由

4. 変更年月日

5. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第9-2（トンネル工事用建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更届出書）  
(第16の2関係)

トンネル工事用建設機械型式指定申請書に係る記載事項変更届出書

年　月　日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名） 印

住所

トンネル工事用建設機械型式指定申請書の記載事項に変更があったので、第3次  
排出ガス対策型建設機械指定要領第16の2の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 指定トンネル工事用建設機械の名称及び型式

2. 指定番号

3. 変更事項及び変更事由

4. 変更年月日

5. 連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10(指定建設機械又は指定トンネル工事用建設機械に係る製作等の廃止届出書)  
(第16の3関係)

[指定建設機械、指定トンネル工事用建設機械]に係る製作等の廃止届出書

年 月 日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称(法人にあっては、その代表者の氏名) 印

住所

[指定建設機械、指定トンネル工事用建設機械]の製作等をしなくなったため、  
第3次排出ガス対策型建設機械指定要領第16の3の規定により、次のとおり届け  
出ます。

1. [指定建設機械、指定トンネル工事用建設機械]の名称及び型式
2. [指定建設機械、指定トンネル工事用建設機械]の指定番号
3. 廃止事由
4. 廃止年月日
5. 連絡先(所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等)
6. その他必要な事項

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- (3) [ ]内は、該当する項目のみ記載すること。

様式第11 (みなし指定建設機械の届出書) (第18の2関係)

みなし指定建設機械の届出書

年 月 日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称 (法人にあっては、その代表者の氏名) 印

住所

みなし指定建設機械の適用を受けたいので、第3次排出ガス対策型建設機械指定要領第18の2の規定により次のとおり届け出ます。

1. 届出に係る建設機械の名称及び型式

2. 届出に係る建設機械に搭載している認定原動機の型式及び認定番号

3. 主たる製作工場の名称及び所在地 (建設機械の製作を業とする者に限る。)

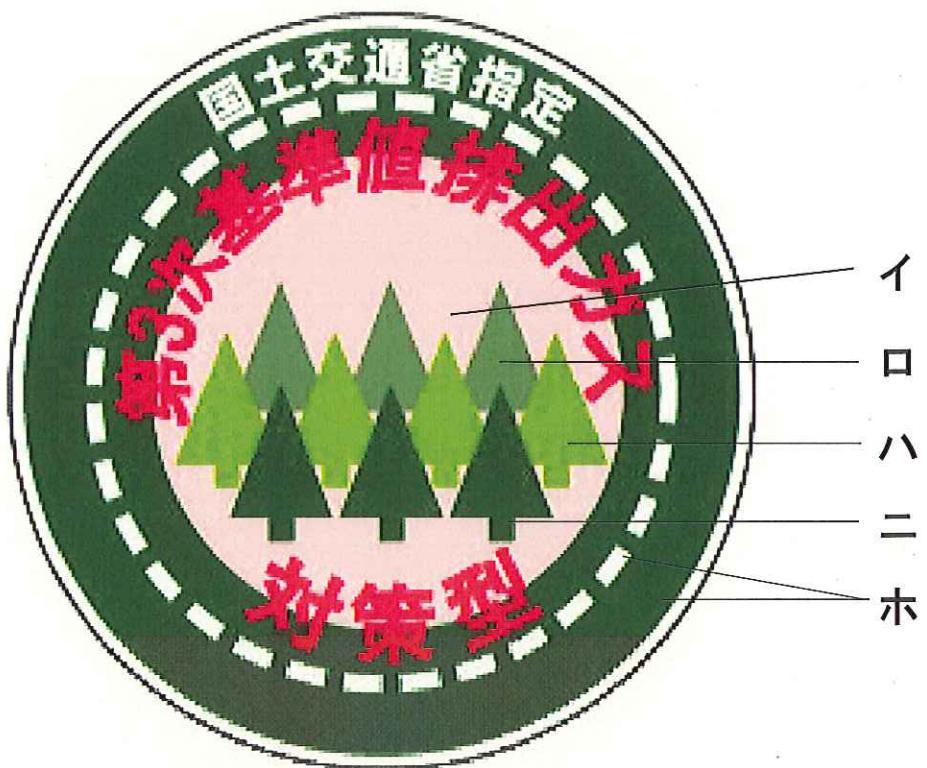
4. 連絡先 (所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等)

5. その他必要な事項

備考

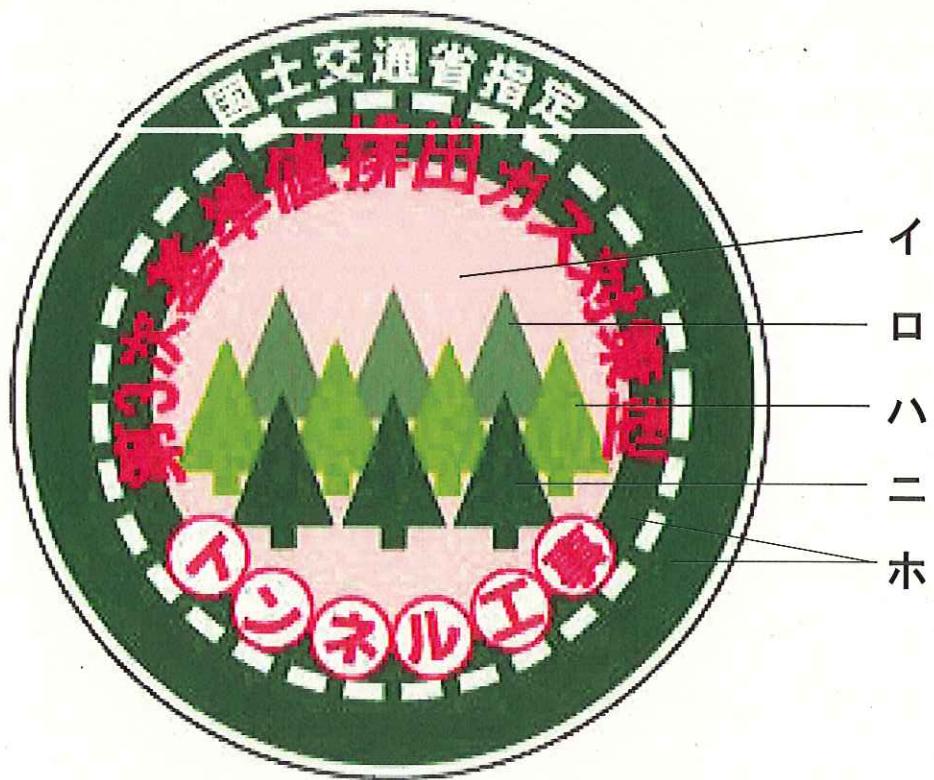
- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第12（第20の1関係）



- 備考 1 色彩は、イの部分を淡い桃色、ロの部分を淡い緑色、ハの部分を黄緑色、ニ及びホの部分を緑色、「第3次基準値排出ガス対策型」の文字を赤色、「国土交通省指定」の文字及びその他の部分を白色とする。
- 2 外円の直径は80mm以上とする。

様式第13（第20の2関係）



- 備考 1 色彩は、イの部分を淡い桃色、ロの部分を淡い緑色、ハの部分を黄緑色、ニ及びホの部分を緑色、「第3次基準値排出ガス対策型」及び「トンネル工事」の文字並びに「トンネル工事」の各文字の縁取り線を赤色、「国土交通省指定」の文字及びその他の部分を白色とする。
- 2 外円の直径は80mm以上とする。